

宮城県の教育が目指す方向性検討資料

宮城県教育振興基本計画

(期間：平成 22 年度～平成 31 年度)

＜目指す姿＞

- ・ 学校・家庭・地域の強い絆のもとで、よりよい未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子どもが育っています。
- ・ そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、潤いのある文化を守り育む地域社会が形成されています。

宮城県震災復興計画

(期間：平成 23 年度～平成 32 年度)

＜教育分野の復興の方向性＞

- 1 安全・安心な学校教育の確保
- 2 家庭・地域の教育力の再構築
- 3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実

教育等の振興に関する施策の大綱

(期間：平成 27 年度～平成 28 年度)

＜基本方針＞

- 1 夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育みます。
- 2 次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間を育みます。
- 3 被災地の教育環境の整備を進めるとともに、子どもたちの心のケアや防災教育の充実を図ります。
- 4 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化を図り、宮城の豊かな教育資源を生かしながら、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくります。
- 5 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくります。

＜基本目標＞

- 1 学ぶ力と自立する力の育成
- 2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成
- 3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進
- 4 被災地における安全・安心な学校教育の確保
- 5 信頼され魅力ある教育環境づくり
- 6 幼児教育の充実と家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり
- 7 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

第 2 期宮城県教育振興基本計画

(期間：平成 29 年度～平成 38 年度)

1 特に重点的な取組の方向性

志教育 ※（１）学ぶ力と自立する力の育成

※資料 1-1 : P. 1～3, 第 1 回審議会資料 4 : P. 46, 47

<現在の方向性>

- ・宮城の復興を支える人材育成の視点も踏まえ、児童生徒の発達段階に応じ、自己の適性等と社会の中で果たすべき役割、「学ぶことの意義」の理解を促しながら、勤労観や職業観を涵養し、主体的に進路を選択する能力や態度を育成する「志教育」の取組を進める。

検討の視点

- ・「志教育」の取組を引き続き進める上で、勤労観、職業観を育てるキャリア教育のみならず、道徳心を培う道徳教育など人格形成の観点や選挙権年齢の引き下げに対応するための有権者教育の観点など、**新たに求められる人づくりの方向性**について改めてどのように考えるか。

○第 1 回審議会における意見

- ・「若い人たちに本当にしっかりとした形で教育がなされて、人格形成がなされ、教養を身に付ける、そういう形で将来を担って行っていただきたいと思っている。」（平川会長）
- ・「高校生に対する社会人キャリアセミナーの講師活動を行っていることもあり、現場に反映できるよう検討していきたいと考えている。」（川向委員）
- ・「これからの子どもたちにはしなやかに、そして強く生きていって欲しいという思いがある。」（丸山委員）
- ・「社会に出たときにどれだけ生きていくか、いかに乗り越えていくか、という人の基本を作るのが教育だと思う。」（山田委員）
- ・「志教育というのは今後も宮城県の教育にとって非常に重要なキーワードになっていくだろうと、本当に様々な段階があると思うが、どの段階にも重要なものだろうと考えている。」（渡邊委員）

いじめ・不登校への対応 ※（２）豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

心のケア ※（４）被災地における安全・安心な学校教育の確保

※資料 1-1 : P. 14～17, 65～68, 第 1 回審議会資料 4 : P. 22, 23, 50, 51

<現在の方向性>

- ・いじめ、不登校等への対応に向けて教育相談活動の充実を図る。また、不登校などの支援を必要とする児童生徒へは、関係機関が連携したネットワークを構築し、学校復帰へ向けた多様な支援に取り組む。
- ・震災を契機とした様々な環境の変化に伴う児童生徒等の心のケアにきめ細かく対応するとともに、生徒指導、進路指導、教育相談など、長期的・継続的な支援体制の充実を図る。

検討の視点

- ・児童生徒等の心のケアや、いじめの根絶、不登校の解消に向け、専門スタッフの充実や地域人材の活用により「チーム学校」として対応を進めるとともに、家庭、地域、行政、NPO 法人等関係機関が連携し、一人一人の子どもたちへきめ細かな支援を行っていく上で、**実効性のある支援とするために重要な観点**は何か。
- ・いじめや不登校の未然防止に向け、**志教育の役割**をどう評価するか。

○第1回審議会における意見

- ・「宮城県の子どもたちはこんなに恵まれた環境の中で学習することができるにも関わらず、いろいろな意味で全国的に取り上げられるような問題も出ている。」(橘委員)
- ・「震災が子どもたちの教育にどういう影響を与えているのかということは大変気になっていた。」(平川会長)
- ・「子どもたちの心のケアに努められるよう検討していきたい。」(高橋委員)

防災教育

※(2) 豊かな人間性や社会性, 健やかな体の育成

※資料 1-1 : P. 20~22, 第1回審議会資料 4 : P. 52

<現在の方向性>

- ・県全体の防災・減災の取組と連携し, 震災の教訓を十分踏まえ, 防災教育の一層の充実を図るため, 児童生徒の災害対応能力の育成や学校と地域が連携した防災体制の強化に取り組む。

検討の視点

- ・震災の教訓を踏まえ, 県全体での防災教育の充実を図る中で, 震災の風化防止や人材育成の観点も踏まえながら, 互いに助け合う「共助」の心を育み, いかに**地域の防災力の向上**につなげていくか。

2 各分野の取組の方向性

(1) 学ぶ力と自立する力の育成

学力向上

※資料 1-1 : P. 4, 5, 第1回審議会資料 4 : P. 15~18, 49

<現在の方向性>

- ・教員の一層の資質向上を図るとともに, 家庭・地域と連携し基本的な生活習慣や学習習慣の定着に取り組む。さらに, 児童生徒の学習状況の把握, 学校の学力向上に向けた取組を推進し, 確かな学力の定着を図る。

検討の視点

- ・知識・理解にとどまらず課題の発見・解決に向けて児童生徒が主体的・能動的に学ぶ「アクティブ・ラーニング」の推進に加え, 志教育の充実など知・徳・体のバランスのとれた力の育成や生涯教育の観点も踏まえ, **「学力向上」をどのような観点で進めていくか。**

○第1回審議会における意見

- ・「アクティブ・ラーニングは, これからの教育界にとって重要なキーワードだと考えている。」(渡邊委員)

伝統・文化の尊重

国際理解を育む教育

※資料 1-1 : P. 8～10, 第 1 回審議会資料 4 : P. 39

<現在の方向性>

- ・我が国固有の伝統・文化や郷土の教育資源を活用した学習等を通じて、自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進する。
- ・他国の文化、生活習慣等を理解し互いを尊重して共に生きていくための能力や態度を育成するため、教員研修の充実、外国語指導助手の適切な配置等により小学校段階からの外国後活動を行うとともに、外国人との交流活動や国際的視野を深める体験活動等の充実を図る。

検討の視点

- ・地域の歴史や伝統文化を理解し、郷土を愛する心を育むことによる子どもたちへの教育的効果について、どう評価するか。
- ・若者の県内定着を進め、地域振興・活性化を目指す「地方創生」の観点や、グローバル化が進む中で国際理解を育む基盤づくりを視野に入れ、宮城県の子どもたちに、郷土を愛する心をどのように培っていくか。

○第 1 回審議会における意見

- ・「宮城県の子どもたちに、郷土を愛する心というものをどうやって培っていったらいいのか、そういう点で郷土史教育というのは非常に大事になってくるのではないかと思っている。」(平川会長)

ICT教育

※資料 1-1 : P. 11～12, 第 1 回審議会資料 4 : P. 19～21

<現在の方向性>

- ・高度情報化社会に対応できるよう、ICT（情報コミュニケーション技術）を活用した学習活動を展開し、発達の段階に応じた情報活用能力を育成するとともに、情報活用のルール、セキュリティ等の情報モラル教育を推進する。

検討の視点

- ・現状における本県のICT教育環境の実態を踏まえ、教員のICT活用指導力の向上や機器整備を進めていく上での留意点は何か。

(2) 豊かな人間性や社会性，健やかな体の育成

体力・運動能力の向上

※資料 1-1 : P. 18, 19, 第 1 回審議会資料 4 : P. 19~21

<現在の方向性>

- ・子どもたちが，日常生活において体を動かす機会が増えるよう，子どもたちがスポーツに親しみ，自ら体を動かそうという意欲を引き出す取組を進める。
- ・専門的な指導力を有する地域の人材を積極的に活用するなど，地域と連携した学校体育と運動部活動に取り組む。

検討の視点

- ・運動やスポーツが好きな児童生徒の割合が全国平均と同等以上であるにもかかわらず，体力・運動能力が全国下位である現状を踏まえ，子どもたちの運動やスポーツが好きな気持ちを，実践にどのように結び付けていくか。

○第 1 回審議会における意見

- ・「肥満というのは，健康にとっても，就職試験においても，大変マイナスになるという厳しい現実がある。子どもたちの健全育成のために改善していかなければならない。」(松良委員)

(3) 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

特別支援教育

※資料 1-1 : P. 26~29, 第 1 回審議会資料 4 : P. 28

<現在の方向性>

- ・発達障害を含め，障害のある子どもに対して，一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うために，障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことのできる環境づくりを進めるとともに，特別支援学校の狭隘化等への対応に努める。
- ・幼稚園，保育所，小学校，中学校，高等学校に在籍する障害のある児童生徒等について，特別支援学校や様々な関係機関が連携して，当該在籍校等に対する相談・支援を行う体制を整備する。
- ・障害のある子どもの社会参加のため，県民の理解促進や就労に向けた支援を推進する。

検討の視点

- ・障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築を進める中で，「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の活用など障害のある者への切れ目のない支援と併せて，障害のない者への障害に対する理解をどのように進めていくか。

(4) 被災地における安全・安心な学校教育の確保

教育環境の整備

※資料 1-1 : P. 37~40, 62, 63, 第 1 回審議会資料 4 : P. 13

<現在の方向性>

- ・震災で甚大な被害を受けた学校施設の復旧・再建に取り組むとともに、児童生徒が安全で安心して学べる環境づくりに取り組む。
- ・時代のニーズや生徒の多様化・個性化に応じた魅力ある学校づくりを進めるため、地域の復興の方向性などを踏まえながら、教育環境の整備に取り組む。

検討の視点

- ・少子化社会や地方創生等の観点を踏まえた新たな県立高校の方向性を示し、地域のニーズを踏まえた「魅力ある学校づくり」を進めるに当たり、求められる学校像について改めてどのように考えるか。

(5) 信頼され魅力ある教育環境づくり

教員の指導力及び資質の向上

※資料 1-1 : P. 30, 33~36, 第 1 回審議会資料 4 : P. 11, 12

<現在の方向性>

- ・教育をめぐる様々な課題に対応し、教育水準を向上させるため、採用、研修、評価、人事異動等の各段階を通じ、総合的に教員の指導力及び資質の向上を図る。

検討の視点

- ・教員の授業、生徒指導等に関する高度な教育的実践力や、その基盤となる資質の向上を図っていく上で、特にどのような観点に着目し、教員の資質能力を伸ばしていけばよいか。

○第 1 回審議会における意見

- ・「子どものために、保護者のため、先生方のために、元気とやる気を起こさせることが私たちの務めだと思っている。」
(佐藤委員)

開かれた学校づくり

※資料 1-1 : P. 31, 32, 第 1 回審議会資料 4 : P. 35

<現在の方向性>

- ・学校の教育活動や学校運営の自律的かつ継続的な改善に資するため、学校評価の充実に取り組み、保護者や地域住民が学校運営へ参画する、地域に開かれた学校づくりを進める。
- ・専門的知識や技能を有する優れた社会人を活用し、教育内容の充実を図る。

検討の視点

- ・地域の力を学校運営に生かすとともに、学校の力を地域に生かし、学校を地域活性化の拠点とする「地域とともにある学校」づくりを進める上で、目指すべき学校と地域の関係を改めてどのように考えるか。

学習環境の整備充実

※資料 1-1 : P. 39, 40, 第 1 回審議会資料 4 : P. 13, 14

<現在の方向性>

- ・児童生徒が安全で質の高い教育環境の中で安心して学べるよう、老朽化した県立学校の計画的な改修を進めるとともに、学校図書、情報教育機器等の教材教具の充実を図る。
- ・大規模地震の発生に備え、市町村立学校の早期の耐震化について、市町村に働きかけを行う。
- ・経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、奨学金制度による支援を行う。

検討の視点

- ・非正規雇用の増加など社会状況の変化に伴い全国の子どもの貧困率が増加する中、特に宮城県においては震災の影響も踏まえ、学びのセーフティネットの構築に向けて、子どもたちの教育格差につながる貧困問題への対応をどのように進めていくか。

(6) 幼児教育の充実と家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

幼児教育

※資料 1-1 : P. 6, 7, 第 1 回審議会資料 4 : P. 48

<現在の方向性>

- ・幼児期の教育の質を高めるため、新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づいた教育、保育等を着実に進めるとともに、幼稚園教員や保育所保育士の研修により資質の向上を図る。また、保護者の家庭教育支援にも配慮しながら、幼稚園・保育所・小学校三者間の連携と交流を促進し、幼児教育から小学校教育への円滑な移行を図る。
- ・家庭への支援や地域における多様な体験等を通して、人格形成の基礎となる人とのかかわる力、思考力、感性や学ぼうとする意欲など幼児期における「学ぶ土台づくり」の形成に取り組む。

検討の視点

- ・県民総がかりで幼児期における「学ぶ土台づくり」の形成に取り組む上で、特にどのような観点に着目し、取組を行うべきか。
- ・小1プロブレムや中1ギャップなどの課題を踏まえ、幼稚園、保育所、小・中・高等学校の接続や一貫性のある教育を意識し、それぞれの学校段階間の連携をいかに進めていくか。

○第 1 回審議会における意見

- ・「幼稚園・保育園から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へと、この接続の部分についていろいろな課題があるように考えている。」(村上委員)
- ・「幼児期からの教育は大切であることから、幼児教育について、しっかり検討したいと考えている。」(村山委員)

家庭・地域における教育

※資料 1-1 : P. 42～52, 第 1 回審議会資料 4 : P. 31, 32

<現在の方向性>

- ・家庭教育や子育てに関する情報及び学習機会の提供, 地域で支援する人材の養成, 企業等の子育て環境づくりの支援等を通じて家庭の教育力の向上を図る。
- ・地域住民, 企業, NPO等の参画を得て, 社会体験等体験活動の機会の充実に取り組むとともに, 防災, 防犯, 有害環境の浄化等子どもの安全の確保に取り組む。

検討の視点

- ・家庭環境が多様化し, 家庭における子どもの基本的な生活習慣などへの関心の度合いに差が出ている状況を踏まえ, 特に, 関心が低い家庭に対する働きかけをどのように行っていくか。
- ・長時間の使用による心身や学力への影響を踏まえ, スマートフォンやテレビなどのメディアとの付き合い方をどう考えるか。

○第 1 回審議会における意見

- ・「特に基本的な生活習慣, スマホやテレビなどのメディアとの付き合い方, これが子どもたちの将来にすごく大きな影響を与える。」(川島副会長)
- ・「家庭教育は全ての教育の原点と言われている。」(星委員)
- ・「子どもたちが遊びを知らない, コミュニケーションができないというのをすごく感じている。」(山内委員)

協働教育

※資料 1-1 : P. 47～50, 第 1 回審議会資料 4 : P. 33～35

<現在の方向性>

- ・家庭・地域・学校がそれぞれの役割の重要性を認識し, 相互に連携し支え合いながら, 子どもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを進める。

検討の視点

- ・コミュニティ・スクールの推進や社会に開かれた教育課程の編成等, 学校に求められている新しい教育課題に, 本県が進めてきた協働教育における家庭・地域・学校の協働の仕組みをどのように生かしていくか。

○第 1 回審議会における意見

- ・「学校教育のみでなくどう県民全体で教育を考えていくのか, もっと大きな点から教育を考えていかなければならないのではないかと思う。」(木村委員)
- ・「子どもたちに学びの場をつくること, 地域で見守っていくこと, つながっていくこと, このようなことに力をいれていきたい。」(増田委員)
- ・「健全育成という視点からは学校以外の部分での教育にも同様に課題があると感じており, 我々大人が様々な立場から児童生徒, 学生の健全育成のために手を携えていくことが何よりも必要かつ重要だと考えている。」(八巻委員)

(7) 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

生涯学習

※資料 1-1 : P. 53～56, 第 1 回審議会資料 4 : P. 36～38

<現在の方向性>

- ・ 県民だれもが、生涯にわたって自分を磨き、豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、県民のニーズに対応した学習機会の提供に努め、また、その成果を生かす機会を充実させるとともに、地域の教育資源である人材の発掘、生涯学習指導者や地域づくり活動のリーダーの育成に努める。

検討の視点

- ・ 年齢・性別・環境を問わず、いつでも誰もが学び続けることができる社会を実現する上で、**多様な学習機会を提供**するためどのような支援体制を構築し、施策を進めていくか。
- ・ 地域の学びを支える人材や子どもの育成を通して学び合い、**人と人のネットワーク形成を促進**するために、どのような支援が必要か。
- ・ 学びの成果が活動を生み、更に新しい学びにつながる「**学びと実践の循環**」をつくるために、どのような施策を展開していくか。

文化・芸術

※資料 1-1 : P. 55～58, 68, 第 1 回審議会資料 4 : P. 39

<現在の方向性>

- ・ 文化芸術活動の担い手のすそ野を広げるため、特に青少年を対象に優れた芸術の鑑賞機会の充実を図るとともに、県民の創作・研究等創造的な活動を支援するため、発表や交流の場を提供する。
- ・ 郷土の伝統的な文化芸術や文化財を県民共通の財産として、その保存、継承及び発展を図り、文化芸術による地域づくりを目指す。

検討の視点

- ・ 震災からの復興に向けた地域コミュニティの再生や心の復興、将来を担う子どもたちの教育を考える上で、**文化・芸術の果たす役割**をどのように考え、生かしていくか。

スポーツ

※資料 1-1 : P. 59～61, 第 1 回審議会資料 4 : P. 40～42

<現在の方向性>

- ・ だれもがスポーツに親しめるよう、スポーツ環境の充実に努め、いつまでも健康で明るく活力に満ちた生活を送ることができる県民総スポーツ社会の実現に努めるとともに、国内上位・国際水準の競技スポーツ選手の育成を目指し、各年代層において計画的かつ継続的に選手の指導強化を図る。

検討の視点

- ・ 南東北インターハイ（平成 29 年度）や東京オリンピック・パラリンピック（平成 32 年度）などを契機として、今後どのように**県民のスポーツへの関心と意欲**を高めていくか。